裁判の仕組みとはたらき①

三審制のしくみ

第一審の判決が不服な場合第二審の裁判所に［　　］でき
さらに不服な場合第三審の裁判所に［　　］することができる。

頻出記述問題

三審制を行う理由→［　　］

司法権の独立

国会や内閣は裁判所に干渉してはならない。
また一つ一つの裁判では［　　］
［　　］という原則です。

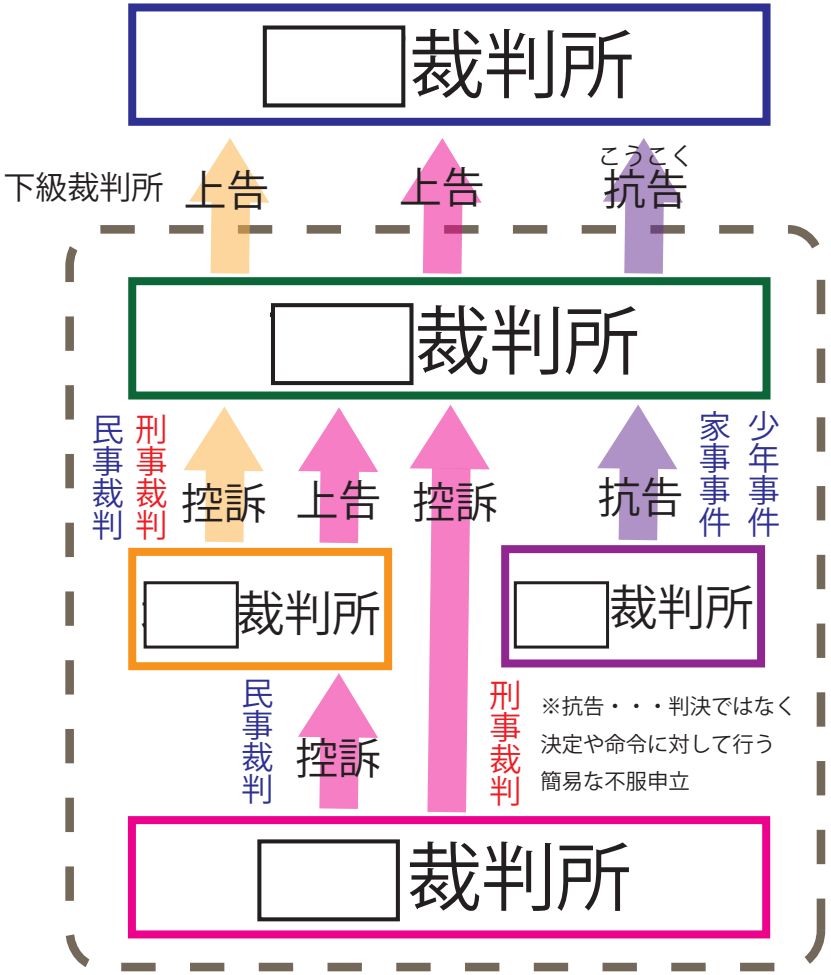

［　　］裁判所　全国 1 か所。高等裁判所から上告された事件を扱う

［　　］裁判所　全国 8 か所。地方・家庭裁判所などから控訴された事件などを扱う。主に第 2 審の裁判をおこなう

［　　］裁判所　全国 50 か所。家庭内の争いや、少年事件などを扱う

［　　］裁判所　全国 50 か所。第一審と簡易裁判所から控訴された民事裁判の第 2 審をおこなう

［　　］裁判所　全国 438 か所。請求額が 140 万円以下の民事裁判と罰金以下の刑事裁判の第一審をおこなう